

令和7年度第4回
国分寺市子ども・子育て会議
資料・議事録

国分寺市子ども家庭部

子ども若者計画課

令和7年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

令和7年10月28日

国分寺市役所

会議室201

次第

1 議事

(1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更（案）について

(2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和6年度実績）の評価について

2 その他

次回の会議の開催日程等について

■ 配付資料

7-4-1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて（案）
子ども・子育て支援事業計画

7-4-1 別紙1 国通知

7-4-2 令和6年度施策評価（案）（第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ、第5章）

7-4-3 国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ）

7-4-4 国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（第5章）

7-4-5 国分寺市子ども・子育て会議委員一覧

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画
の見直しについて（案）
子ども・子育て支援事業計画

令和7年 月
国分寺市

1

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて

国分寺市では、令和7年2月に「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和7年度～11年度）」（以下「計画」と言います。）を策定し、子ども若者・子育て支援施策を総合的に進めております。

この度、小学校就学前児童の認可保育所の入所率が想定以上に高まってきており、子育て環境の変化に速やかにしっかりと対応していくため、計画を見直しすることとなりました。また、令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等についてにおいて、「乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていることを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策」が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされたことから、本市の計画においても文言を追記する必要があります。

2

「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る状況について

本市では、計画に基づき、保育所の整備を進め、待機児童の解消に努めてまいりました。

直近においては、認証保育所の認可保育所への移行や老朽化した民設民営認可保育所の建替えに伴う認可保育所の入所定員の増員、更なる認可保育所での定員の弾力化や定期利用保育事業、ベビーシッター利用支援事業を実施しました。

計画では、令和7年4月1日時点では、11人（1歳児7人、2歳児4人）の待機児童を見込んでおり、発生した待機児童に対しては定期利用保育事業とベビーシッター利用支援事業で対応するものとしていました。しかし、令和7年4月1日時点での実際の待機児童は、定期利用保育事業とベビーシッター利用支援事業の利用者を差し引いても、9人（1歳児7人、2歳児2人）となりました。そのため、計画においては、令和8年度に待機児童を解消する予定となっていましたが、令和7年度の保育所入所申し込み者数が、1歳児、2歳児において、計画の想定以上に増えていることから、再度検証を行った結果、待機児童解消のためには新たに何らかの確保方策が必要であることが判明いたしました。

3

「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る量の見込みと確保方策の算出方法について

1 人口の見込みについて

本計画では、コーホート要因法^{*1}を用いた国分寺市人口ビジョン（第3版）（令和5年12月策定）の数値をベースに、推計しておりますが、想定以上に令和7年4月1日の0歳児の人口数が落ち込んだことから、改めて人口の見込みを再推計しました。

0歳児については、直近の出生状況を踏まえ、改めて推計しておりますが、それ以外の各年齢の人口の伸び率については、当初の計画と同じものとなっております。

国分寺市の未就学児童人口における計画、実績、変更案

(各年度4月1日) 【単位：人】

年齢	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	現計画	実績	現計画	変更案	現計画	変更案	現計画	変更案	現計画	変更案
0歳	866	850	857	828	845	807	836	786	830	766
1歳	916	916	898	881	889	859	876	837	861	809
2歳	995	1,010	916	916	898	881	889	859	876	837
3歳	1,031	1,010	1,000	1,015	921	921	902	885	894	864
4歳	1,064	1,065	1,041	1,019	1,010	1,025	929	929	910	893
5歳	1,065	1,068	1,069	1,070	1,046	1,023	1,015	1,030	933	933
合計	5,937	5,919	5,781	5,729	5,609	5,516	5,447	5,326	5,304	5,102

*1 コーホート要因法

同年又は同期間の過去における実績人口動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 2号認定及び3号認定に係る量の見込みの算出方法について

(1) 量の見込みの算出方法

2号認定及び3号認定^{*2}に係る量の見込みは、以下に示す方法により、推計児童数（人口推計における0歳から5歳の人口を指します。以下同じです。）に想定利用割合を乗じた値により算出します。想定の利用割合は、令和7度の利用割合の実績値をベースにし、各年度年齢別に設定します。（以下（2）～（4）で記載します。）

【算出方法】

$$\text{令和7年度の利用割合} = \frac{\text{入所児童数}}{\text{各年齢別児童人口（令和7年4月1日）}}$$

$$\text{各年度における量の見込み} = \{ \text{推計児童数} \times \text{想定利用割合} \}$$

(2) 0歳児の想定利用割合

0歳児の利用割合は、令和2年度の31%をピークに徐々に減少に転じてきていますが、近年27%前後で推移しています。想定利用割合は、令和7年度の実績値（27%）で推移するとして設定します。

0歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	27%	—	—	—	—
想定割合	—	27%	27%	27%	27%

(3) 1歳児の想定利用割合

1歳児の想定利用割合は、令和7年度の実績値（68%）をベースに、令和8年度は、そろそろ一定高止まりの可能性もありますが、令和7年10月から始まった保育の無償化の影響を踏まえ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとして設定します。

1歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績値	68%	—	—	—	—
想定割合	—	71%	72%	73%	74%

(4) 2歳児から5歳児の想定利用割合

実績値から2歳児以降の想定利用割合は、2歳児については、令和8年度は、1歳児と同じく保育の無償化の影響を踏まえ3%増、令和9年度は、前年の1歳児の増加の影響を反映させ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとして設定します。3歳児以降については、令和7年度のそれぞれの実績値をベースに保育の無償化の影響を反映させた上、3歳児から5歳児まで想定利用割合は、その想定利用割合のまま進級するものとして設定します。

2歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実 績 値	69%	—	—	—	—
想定割合	—	72%	75%	76%	77%

3歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実 績 値	62%	—	—	—	—
想定割合	—	64%	67%	70%	71%

4歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実 績 値	60%	—	—	—	—
想定割合	—	62%	64%	67%	70%

5歳児利用割合・想定利用割合					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実 績 値	59%	—	—	—	—
想定割合	—	60%	62%	64%	67%

※2 認定区分

1号認定 … 3歳から5歳で教育を必要とする（教育標準時間）

2号認定 … 3歳から5歳で保育を必要とする（保育認定）

3号認定 … 0歳から2歳で保育を必要とする（保育認定）

3 1号認定に係る量の見込みについて

1号認定に係る量の見込みは、以下のとおり、3歳児から5歳児の推計児童数から保育の必要性がある2号認定に係る量の見込みを除いた数としています。

【算出方法】

各年度における量の見込み

$$= 3\text{歳児から}5\text{歳児までの推計児童数} - 2\text{号認定に係る量の見込み}$$

4 2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対する確保方策について

2号認定、3号認定に係る量の見込みは、計画同様に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設で確保することします。

確保方策については、認可保育所での保育のニーズが非常に高まっていることを踏まえ、新たに民設民営の認可保育所の設置を検討してまいります。

認可保育所の整備に当たっては、見直した計画の想定以上の保育所利用率の増加にも一定対応できるよう、定期利用保育の実施も事業者に求める予定です。

なお、認可保育所を新たに整備することで、現在、待機児童対策として活用している定期利用保育について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業への転用も可能となるため、子育て支援の更なる拡充にも寄与できるものと考えております。

新設民設民営認可保育所整備見込み

【単位：人】

施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
新設民設民営認可保育所	—	14	14	14	14	14	70

5 1号認定に係る量の見込みに対する確保方策について

1号認定に係る量の見込みは、特定教育施設の幼稚園（以下「新制度幼稚園」といいます。）、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。

本市の児童は、市内の幼稚園、市外の幼稚園又は市外の認定こども園へ通園しています。児童の通園状況は、今後も同様であると想定されることから、量の見込みに対する確保量の算出については、次のとおりです。

【算出方法：新制度幼稚園及び認定こども園】

$$\text{各年度における確保量} = (1\text{号認定の量の見込み} - \text{市内未移行幼稚園確保量})$$

$$\times \frac{\text{令和7年度 市外新制度幼稚園 通園児童数} + \text{令和7年度 認定こども園 通園児童数}}{\text{令和7年度 市外幼稚園通園児童数}} + \text{市内新制度幼稚園}^{\ast 3}$$

【算出方法：未移行幼稚園】

$$\text{各年度における確保量} = \text{市内未移行幼稚園確保量}^{\ast 4} + \text{市外未移行幼稚園確保量}$$

$$\text{市外未移行 幼稚園確保量} = ((1\text{号認定の量の見込み} - \text{市内未移行幼稚園確保量})$$
$$\times \frac{\text{令和7年度 市外未移行幼稚園通園児童数}}{\text{令和7年度 市外幼稚園通園児童数}}) - \text{市内新制度幼稚園}$$

※3 市内新制度幼稚園 … 白鳥幼稚園が令和7年4月より新制度に移行

※4 市内未移行幼稚園確保量 = 市内未移行幼稚園合計定員数 - 市外市民通園見込児童数

市外市民通園見込児童数は、令和5年度から令和7年度までの各園の市外市民通園児童数の平均値の合計に、3歳から5歳までの推計児童における対前年度伸び率を乗じて得た数

4

幼稚園、保育所等の量の見込みと確保方策について

計画第5章「4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」における令和8年度から11年度までの量の見込みと確保方策の変更案は、次のとおりです。

【単位：人】

令和8年度 現計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		3,110	916	898	857	
量の見込み（A）	1,161	1,949	637	607	229	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	117	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,044	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	-	-	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6	3
確保方策合計（B）	1,161	2,086	685	611	310	
過不足（C） = （B） - （A）	0	137	48	4	81	
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	-	-	74.7	68.0	36.1	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0	
確保後の過不足（C） + （E）	0	137	48	4	81	

【単位：人】

令和8年度 変更案						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数		3,104	916	881	828	
量の見込み（A）	1,180	1,924	660	626	224	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	141	2,086	663	584	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,039	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	-	-	4	12	4
企業主導型保育施設の地域枠		-	-	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	-	6	6	3
確保方策合計（B）	1,180	2,086	681	610	310	
過不足（C） = （B） - （A）	0	162	21	▲16	86	
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数	-	-	74.3	69.2	37.4	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）	0	42	14	14	0	
確保後の過不足（C） + （E）	0	204	35	▲2	86	

【単位：人】

令和9度 現計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		2,977	898	889	845	
量の見込み（A）	1,072	1,905	634	610	226	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	96	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	976	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計（B）		1,072	2,086	685	611	310
過不足（C） = （B） - （A）		0	181	51	1	84
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）		—	—	76.2	68.7	36.6
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C） + （E）		0	181	51	1	84

【単位：人】

令和9年度 変更案							
		1号認定	2号認定	3号認定			
				2歳	1歳	0歳	
児童数		2,969		881	859	807	
量の見込み（A）		1,060	1,909	661	619	218	
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	115	2,128	677	598	300	
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	945	—	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	4	12	4	
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3	
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3	
確保方策合計（B）		1,060	2,128	695	624	310	
過不足（C） = （B） - （A）		0	219	34	5	92	
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数		—	—	78.8	72.6	38.4	
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0	
確保後の過不足（C） + （E）		0	219	34	5	92	

【単位：人】

令和10年度 現計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		2,846	889	876	836	
量の見込み（A）	996	1,850	637	610	224	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	77	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	919	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計（B）		996	2,086	685	611	310
過不足（C） = （B） - （A）	0	236	48	1	86	
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	—	—	77.0	69.7	37.0	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0	
確保後の過不足（C） + （E）	0	236	48	1	86	

【単位：人】

令和10年度 変更案						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数		2,844	859	837	786	
量の見込み (A)	941	1,903	653	612	213	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	89	2,128	677	598	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	852	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	—	—	4	12	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計 (B)		941	2,128	695	624	310
過不足 (C) = (B) - (A)	0	225	42	12	97	
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数	—	—	80.9	74.5	39.4	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 (E)	0	0	0	0	0	
確保後の過不足 (C) + (E)	0	225	42	12	97	

【単位：人】

令和11年度 現計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		2,737	876	861	830	
量の見込み（A）	930	1,807	636	609	222	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	61	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	869	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計（B）	930	2,086	685	611	310	
過不足（C） = （B） - （A）	0	279	49	2	88	
3号認定保育利用率（%） (D) = (B) / 児童数（推計）	—	—	78.1	70.9	37.3	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）	0	0	0	0	0	
確保後の過不足（C） + （E）	0	279	49	2	88	

【単位：人】

令和11年度 変更案						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数		2,690	837	809	766	
量の見込み (A)	824	1,866	645	599	207	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	63	2,128	677	598	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	761	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	—	—	4	12	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計 (B)		824	2,128	695	624	310
過不足 (C) = (B) - (A)	0	262	50	25	103	
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数	—	—	83.0	77.1	40.4	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 (E)	0	0	0	0	0	
確保後の過不足 (C) + (E)	0	262	50	25	103	

5

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の課題について

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）は、0歳6か月～満3歳未満の子どもを対象とする事業です。一方、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）は、満3歳以降も含めた小学校就学前の子どもを対象としています。このため、乳児等通園支援事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されるところです。

特に、保育所で実施される乳児等通園支援事業を利用していた子どもにとっては、国の制度では満3歳に到達することにより1号認定を受けると、保育所に引き続き通うことができないため、保育所から認定こども園又は幼稚園に移ることとなります。教育・保育施設を、乳幼児期の発達の連續性を踏まえて切れ目なく提供する体制確保について、本市では満3歳児クラスの設置や東京都の独自事業である「多様な他者との関わりの機会創出事業」（幼稚園や保育所等を利用していない未就学児で、継続的に利用を希望する方を対象として、幼稚園や保育所等で子どもを預かり、乳幼児期から他者と関わる場を提供する事業）の実施により努めています。

今般、国の通知に基づき、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について計画に記載する必要が生じたことから、計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業」のうち、「(16) 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」の「今後の方向性」を以下のとおり変更します。

6

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の 今後の方向性の変更について

(16) 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度） 今後の方向性	
現計画	変更案（変更箇所：下線部分）
本事業は、令和8年度からの本格実施に向けて必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めます。	本事業は、令和8年度からの本格実施に向けて必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めます。 <u>併せて、乳児等通園支援事業を利用している子どもが満3歳に到達し、保護者がその後の教育・保育施設等の利用を検討している場合には、円滑に移行できるように努めます。</u>

事務連絡
令和7年9月16日

各 都道府県
市区町村 こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について

日頃より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）において乳児等通園支援事業（同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされております。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めていただいているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添。以下「量の見込み手引」という。）について、別添1及び2のとおり改正案をお示しますので、都道府県及び市町村におかれでは、下記についてご対応をお願いいたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による満三歳以上限定小規模保育事業（同法による改正後の児童福祉法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）の創設に伴う基本指針及び量の見込み手引の改正内容及び留意事項等については別途お示しすることとしております。

記

第1 こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

- 基本的記載事項（必須記載事項）として、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加すること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 基本指針の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について

1のとおり、乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画と都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の双方に基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、市町村及び都道府県においては、次の点に留意した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更いただくようお願いする。

市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、今年度からこども誰でも通園制度を実施している自治体における対応と同様に、代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることを可能とする。その際、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を代用計画により定める場合には、様式（別添4の別添）により、定めていただくようお願いする。なお、代用計画による場合にも、地方版子ども・子育て会議等の意見をあらかじめ聴取していただくようお願いする。

なお、策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、令和8年3月頃に調査を依頼し、取りまとめる予定である。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）
(乳児等通園支援の量の見込み)
 - 乳児等通園支援の量の見込みは、量の見込み手引に基づき定めること。（別添2）

の P18 参照)

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、新子子法により、対象となる全ての小学校就学前子どもに乳児等通園支援を利用する権利が発生していることを踏まえ、全ての利用希望者が乳児等通園支援を利用できるようなものとすること。例えば、待機児童が発生しているため乳児等通園支援の量の見込みを零とするような見込み方はできないこと。
- ・ 令和 8 年度以降の利用可能時間については、国において実施している「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」において議論の上、内閣府令において規定することとなる。乳児等通園支援の量の見込みに当たっては、暫定的に令和 7 年度の利用可能時間である 10 時間を前提にすること。
- ・ なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、内閣府令において経過措置を設けることとしている。10 時間での提供が困難な自治体においては、暫定的に利用可能時間を 3 時間～9 時間の範囲内で設定の上、乳児等通園支援の量の見込みを行うこと。その際、令和 10 年度以降を見据え、令和 8 年度及び令和 9 年度において段階的に利用可能時間を引き上げる等の工夫をして差し支えない。なお、市町村による当該経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定していること。
- ・ 乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が可能な仕組みであることから、市町村の区域に居住する者による他の市町村の区域に所在する乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の利用や、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、乳児等通園支援の量を見込むに当たり、これらの利用を勘案することが考えられること。

(確保方策・実施時期)

- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対応する提供体制を確保できるよう、必要な確保方策を定めること。
- ・ 確保方策については、地域の実情に応じて検討が必要であり、乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業を行う者をいう。以下同じ。）になり得る者に対し、乳児等通園支援事業に関する認可の申請に係る働きかけを行うとともに、一般型乳児等通園支援事業については、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所や児童発達支援センターなどの多様な主体に対して働きかけを行うことが考えられること。特に、待機児童が存在する市町村においては、多様な主体への働きかけが重要であること。
- ・ 幼稚園は、満 3 歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえると、有力な受入れ先であるため、積極的に乳児等通園支援事業の実施を呼びかけること。
- ・ 子どものための教育・保育給付に係る利用定員が充足していない施設又は事業所に対しては、余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を積極的に呼びかけること。
- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対し、十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討す

ること。

- ・ 上記の取組を実施してもなお、市町村の区域に所在する施設又は事業所だけでは必要な提供体制の確保が困難な場合は、近隣の市町村と合同で乳児等通園支援事業所を確保し、乳児等通園支援を提供することも考えられること。この場合、あらかじめ、近隣の市町村と協議を行い、確保方策に記載すること。
- ・ また、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、当該利用を勘案して確保方策を定めること。この場合において、市町村は、当該市町村に居住する者が適切に乳児等通園支援を利用することができるよう、優先予約枠の設定（市町村の区域に居住する者が、他の市町村の区域に居住する者よりも先行して予約することを可能とする措置をいう。）等の対応について事業者に対して求めることが考えられる。この優先予約枠の設定については、総合支援システムにおける対応も今後検討予定であること。ただし、市町村には、他の市町村の区域に居住する者の利用を認めない等の権限はないことに留意すること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

ア 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（必須記載事項）

- ・ 都道府県においては、既に記載されている特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項に加え、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を検討し、必要な記載を盛り込むこと。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業における保育士以外の従事者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とされていることを踏まえ、研修の実施に関する事項についても記載するよう努めること。なお、乳児等通園支援事業に係る研修については、現在、国において開発中であること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

第3 今後のスケジュール

乳児等のための支援給付の創設に向けて市町村及び都道府県において取り組んでいただきたい事項について、次のとおり大まかにお示しするので、参考とすること。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更（対象：全市町村・全都道府県）
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく体制の整備等を計画的に進めるため、年内に変更を行うことができるよう努力すること。
 - ・ 基本指針の改正は本年9月下旬の告示を予定しているため、市町村及び都道府県は、本年10、11月中に地方版子ども・子育て会議等の意見聴取等の手続を含め対応し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することができるよう準備を進めること。
- (2) 認可基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、認可基準条例を遅くとも本年12月の議会において制定すること。
 - ・ なお、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正する場合には、本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (3) 経過措置条例（利用可能時間）（対象：経過措置を利用する市町村）
 - ・ 利用可能時間について、内閣府令で定める経過措置を利用する市町村にあっては、令和8年度及び令和9年度における利用可能時間を条例で定めることとすることを予定している。
 - ・ この前提となる内閣府令については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (4) 運営基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 運営基準条例については、改正法の施行に向けた準備行為として確認（新子子法第54条の2第1項の確認をいう。以下同じ。）を行うことを踏まえると、本年12月の議会での制定が必須であること。
 - ・ 運営基準条例の基礎となる、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (5) 各種規則の制定（対象：全市町村）
 - ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく審査基準等の各種規則については、令和8年1月から3月までの期間に改正法の施行に向けた準備行為として、確認、乳児等支援給付認定（新子子法第30条の15第1項の認定をいう。以下同じ。）

等を行うことを前提に、年内に準備を進めること。

(6) 実務の検討等（対象：全市町村）

- ・ 令和8年1月から3月までの期間に、令和8年度に向けて認可、確認、乳児等支援給付認定等を行うことを前提に、実務面の検討を進めること。
- ・ 合わせて、管内の事業者への説明会の実施や、対象となる家庭への周知・広報、こども誰でも通園制度総合支援システムの利用申請、給付化に当たっての予算措置についても検討を進めること。
- ・ その参考として、参考実務フロー及び参考様式を本年9月以降順次お示しする予定であること。

第4 都道府県における市町村の進捗管理

都道府県は、別途依頼する「こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票」において、管内市町村の準備の状況を管理するとともに、こども家庭庁に対し、毎月月末時点の管内市町村の準備状況について報告すること。その上で、こども家庭庁から、全市町村の準備の状況を定期的に共有することを予定していること。

別添1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（案）

別添2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）（案）

別添3 本格実施に向けたスケジュール案

別添4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課

企画法令第一係・地域支援係

E-mail : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

令和6年度施策評価（案）
(第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ、第5章)

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

交流の場については、通番37「親子ひろば事業の充実」や通番38「乳幼児母性健康相談事業（保健センターミニ相談会含む）」において、妊婦や子育て中の保護者が身近なところで気軽に交流できるような機会や場を提供し、通番42「公民館保育室事業」では、各公民館で「幼い子のいる親のための教室」を実施して、親同士、子ども同士の新しい関係作りのきっかけを提供した。また、通番38では、オンラインでの相談や予約なしでの来所相談に対応したこと、気軽に相談できる環境を確保した。

各種相談事業では、通番37及び通番38において、継続的に支援が必要な家庭に対して、各関係機関等と連携しながら見守り支援を行い、必要に応じて地区担当保健師につなげた。通番44「障害児相談支援」及び通番45「児童発達支援センターの設置」では、複雑化・多様化する個別相談のニーズを把握し、必要なサービスが適切に提供されるよう関係機関と連携して、情報提供やサービスの調整等を行った。

保育サービスについては、個々の家庭の状況に応じた多様な保育ニーズに対応するため、通番39「病児・病後児保育事務事業」では、各連絡会において利用状況・施設での対応等についての情報交換を行った。通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」では、支援が必要な家庭をサービスにつなげるため、他の事業との連携等により事業周知を図った。

障害のある子どもへの支援については、通番40「障害児保育事業」では職員加配に対する補助を行い、障害のある児童一人ひとりの特性に応じた保育を実施した。通番43「障害児支援の提供体制の整備」では、障害児通所支援事業所連絡会において、関係機関と情報共有及び課題抽出を行い、相談支援体制の充実や事業所が抱える課題等について協議を行った。また、医療的ケア児支援関係者会議を開催し、地域の医療的ケア児における支援状況や課題の共有を行った。通番45「児童発達支援センターの設置」では、地域の中核的な療育支援施設として、令和6年11月に児童発達支援センターを整備した。

子育ての相互援助として、通番41では、ファミリー・サポート・センター事業の会員の増加に向けて、親子ひろば等の地域の子育て支援活動団体が集まる国分寺子ども・子育て支援円卓会議などで事業の周知を図った。

医療費等の経済的支援については、通番46「義務教育就学児医療費助成事業」において、必要な方が手当や助成を受けることができるよう、制度案内を市報に掲載し、転入者向けに市民課でチラシを配付した。

3 施策の進捗状況

おむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番39「病児・病後児保育事務事業」について、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室がより市民に利用されるよう、さらなる周知活動に努められたい。

通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」について、ファミリー・サポート・センター事業の外部委託に当たって一部現場の混乱が見受けられたため、混乱のないよう事業実施に努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

通番 47 「乳幼児母性健康相談事業（保健センターミニ相談会含む）」では、乳幼児や母親にとって身近な場所で専門職に相談できるように、ゆりかご・こくぶんじ面接や妊婦への状況確認の電話にて事業の紹介を行い、オンライン相談や予約なしでの来所相談にも対応した。通番 48 「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」では、健診を通して疾病の早期発見や早期治療を図り、継続的な支援が必要な対象児と保護者には、発達相談を行って早期から療育につなげた。

通番 47 で行われる栄養相談では、成長・発達段階に応じた食に関する情報を提供し、親子ひろばを利用した保健センターミニ相談会では、市民に対し食に関する情報や学習機会を提供した。通番 49 「各種栄養関連事業（離乳食講習会・両親学級・食育講座）」では、必要に応じて講座参加者を保健師や歯科衛生士への相談につなぎ、専門職と連携しながら食育の推進を行った。

通番 50 「休日診療・休日準夜診療事業」では、必要な時に医療機関を受診することができるよう、日曜・祝日に受診のできる医療機関情報を市報、市ホームページ、国ホームページ（医療情報ネット）に掲載するほか、都立小児総合医療センターなど、子どもの救急サイト、#7119救急相談センターについても同ページにて紹介することで、受診判断の目安や救急対応に関する情報を市民に向けて発信した。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番48「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」について、仕事の都合で日程が合わないこと等による未受診と、より深刻な事情による未受診を区別して、3歳児健康診査までに一度も受診履歴がない場合などは、児童相談所等の関係機関との連携を検討されたい。また、共働き家庭など、平日午後の受診が困難な保護者に配慮し、受診機会の拡大を検討されたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

子どもの権利の趣旨について、様々な機会を活用して啓発を行うため、通番 51 「学校全体での人権教育の取組の充実」では、全校で人権集会や人権標語づくり、人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を実施し、その様子を学校だよりやブログで紹介して保護者・地域へ啓発を行った。通番 52 「障害への理解促進・普及啓発事業」では、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発活動としてグッズを作成して市内の小学校の児童に配付した。通番 53 「たがいの性や性的多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供」では、ジェンダー平等に向けた取組について学ぶイベントを実施した。また、通番 54 「児童虐待防止に関する啓発活動」では、市民を対象に虐待やいじめ防止の内容を含む講演会を開催するなど、幅広く市民への啓発を行った。

障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、LGBT 等である子ども等も含め、全ての子どもの個々の権利や個性があらわる場面で守られるよう、通番51では、市内各校の人権教育推進委員が近隣市の人権尊重教育推進校の研究発表会に参加して人権教育に関する知見を深めるとともに、発表校の成果を自校の人権教育の取組に生かした。通番52では、障害への普及啓発活動として障害の有無や年齢、性別を問わず誰でも楽しめる映画の上映会を行った。通番53では、セクシュアル・マイノリティ当事者及び当事者かもしれない人のための居場所づくりを推進し、児童・生徒を対象とした性の多様性理解促進授業の実施や、教職員や児童館・学童保育所職員を対象とする意識啓発研修への講師派遣を通じて、子どもたちが性別・ジェンダーによらず自分らしく生きられる地域づくりに取り組んだ。

通番 51 及び通番 56 「いじめ防止に向けた取組の充実」では、「国分寺市『すべての人を大切にするまち宣言』」を踏まえて「児童会・生徒会フォーラム」を開催し、市内小・中学生がいじめ防止を手掛かりに自分たちができるることを考えて協議する場を提供した。また、オンラインで各校が協議の様子を視聴できる環境を整えた。

通番55 「児童虐待に対する早期発見・深刻化防止」では、要保護児童対策地域協議会を核として各関係機関とネットワークを構築し、保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談や、児童民生委員・母子父子自立支援員・スクールソーシャルワーカーとの連絡会議への参加により、地域ぐるみで虐待の防止や早期発見、子育て困難家庭への支援や見守りを行った。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

確かな学力を育むために、通番57「習熟度別指導の「基礎コース」の工夫改善」及び通番58「学校生活支援シートの活用の推進」では、第2次国分寺市教育ビジョンに基づき、カリキュラムマネジメントの確立や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進、個に応じた指導の充実を図った。

家庭の経済状況等に左右されることなく、全ての子どもの学びの機会が保障されるように、通番60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」では、市内3か所で無料学習塾を開催した。通番61「受験生チャレンジ支援貸付事業」では、子どもの進路希望に沿った相談を行い、必要な貸付を行った。また、対象世帯にもれなく事業周知が行き届くよう事業案内を行った。

特別支援教育においては、通番58「学校生活支援シートの活用の推進」で、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の進級に合わせて、関わる教員同士で引き継ぎを行った。通番59「子ども読書活動推進計画事業」では、児童・生徒の特性に合わせた学級文庫の貸出を行い、特別支援学級における読書環境の整備を行った。

豊かな心を育むために、通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」では、道徳教育の一層の推進を図るために、学校の実態に応じて、指導方法や指導内容の充実・改善に関する実践的研究や研修を実施した。また、令和6年度から「国分寺学」を全校で実施し、地域の方々の協力のもと、農作業や職場体験等の体験活動の充実を図り、豊かな心の育成につながった。通番63「ジュニアサマー野外活動交流会」、通番65「史跡駅伝事業」、通番66「国分寺市プレイステーション事業」では、子どもたちが自然に触れ、野外での遊びを体験する機会を提供した。通番64「小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）」では、平和祈念式や平和祈念行事、親子を対象とした平和講座を開催し、体験者講話などを実施した。通番67「子ども対象事業」では、農業の体験、音楽や人形劇、上映会、星空観察など多様な事業を実施し、環境学習や体験学習の機会の充実を図った。通番68「児童館での学生等の職場体験・実習受入事業」では、職場体験を通じて、学生と乳幼児親子との交流や、子どもたちとの交流の機会を提供した。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、生活困窮の状況にある家庭では、保護者が生活維持に注力せざるを得ず、新たな情報を主体的に得ることが難しい状況にあることが考えられる。そのため、こども家庭センターや民生委員の主任児童委員等を活用し、より効果的な情報提供と周知方法を検討されたい。

通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」について、国分寺市で様々な取組が実践されていることは評価できるが、ＩＣＴ教育などの新たな授業の増加に伴い、道徳や生活の授業が時間枠を削られる可能性が懸念される。市として道徳教育の重要性を改めて認識し、市内小中学校における授業時間の適切な確保に努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

国分寺市による評価

1 個別事業の実施状況

別紙「重点事業評価シート（令和6年度）」のとおり

2 施策の方向性に係る実施状況

若年無業者（ニート）やひきこもりなどで悩む若者や家族に対し、通番69「若者支援事業」では、外出しなくても受講ができるよう、対面とオンライン双方によるハイブリッド形式で家族セミナーを実施した。セミナー後の個別相談希望者に対しても、対面とオンライン双方で相談を実施した。

自立が困難な若者やその家族に、相談支援機関や身近な地域のサービスを知ってもらうために、市の相談窓口をホームページに掲載したほか、他の支援機関が開催するイベント等の情報について、チラシの配架協力やX（エックス）を活用して広報した。また、地域の身近な住民による支援として、民生委員・児童委員協議会代表者や公民館職員など、地域住民との関わりが多くある委員が参加する若者支援地域ネットワーク会議において、困難を有する若者やその家族を直接支援するだけでなく、相談窓口や相談機関に「つなげる役割」の重要性を伝え、ネットワーク内の役割の認識共有を図った。

学校教育においては、市立小・中学校全校で「キャリアパスポート」（児童・生徒自らが記録し、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し、振り返ることができるよう保管するポートフォリオ）を作成し、発達の段階に応じたキャリア教育を推進した。

悩みを持った児童・生徒・保護者等が相談しやすい体制や環境を整えるため、担任だけが問題を抱え込むことのないように、全校に配置しているスクールカウンセラーが専門的な見地からも相談活動に当たるなど、組織的な相談体制の構築に努めた。

通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」では、トライルームを活用し、児童・生徒の状況に応じて、在籍校への訪問や担任等と面接を行うなど、学校復帰等に向けたスマイルステップの取組を行うとともに、相談活動を充実させ、居場所のある学級づくりに努めた。また、状況に応じて、全校に設置しているサポート教室の利用を提案した。

3 施策の進捗状況

おおむね順調に進んでいる。

国分寺市子ども・子育て会議の評価（案）

1 個別事業の実施状況

通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」について、質的目標では「不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができている」とあるが、質的実績ではトライルームやサポート教室での取組を記載しているのみで、学校復帰ができているか具体的な実績が示されておらず、評価の妥当性が判断しづらい状況となっている。また、学校復帰のみを目標とするのではなく、児童・生徒の社会的自立を目指す支援の在り方を考慮する必要がある。今後の目標設定と評価方法については、学校復帰以外の支援成果を評価できる指標の検討や、支援体制の質的向上を評価する指標を設定するなど、改善を図られたい。

2 施策の方向性に係る実施状況

通番69「若者支援事業」について、量的評価が「c」となっており、相談窓口利用件数及び個別相談会・研修会の開催回数が目標に到達していないため、相談件数の増加に向けて、相談者へのアンケート実施など、利用者の視点に立った改善策を検討されたい。また、若年層にとってはオンライン相談の気軽さが魅力である一方、対面での丁寧な対応を求める利用者も存在することから、引き続き、オンラインと対面の双方の相談体制を維持しつつ、それぞれの特性を活かした支援の充実と、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が可能な体制の確保に努められたい。

3 施策の進捗状況

「国分寺市による評価」のとおりとする。

1

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等

待機児童数がいることは本来望ましくないが、減少傾向にあることは一定の評価に値する。今後は、ベビーシッター支援事業の活用など、多様な保育サービスの提供を通じて、さらなる待機児童の解消に努められたい。また、市内の認可保育園との連携を強化し、各園の受け入れ能力を最大限に活用する方策を検討されたい。

2

地域子ども・子育て支援事業

「(6) 乳児家庭全戸訪問事業」について、この事業を通じて第4章通番48「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」における未受診家庭の状況を把握し、各家庭の個別の事情を考慮しつつ、きめ細やかな対応を行うよう努められたい。

「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、「令和6年度は新規参入園がないため実施なし」となっているが、新規に設置された保育施設以外も対象として事業実施を検討されたい。

3

教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」では、小学校訪問など児童が小学校の環境に触れる機会を得ることで、就学への不安軽減や期待感の醸成につながっており、今後も継続的な実施と更なる充実に努められたい。一方で、幼稚園・保育施設と小学校間の情報共有については、双方にとって必要かつ有用な情報が効果的に伝達されるよう、各施設が伝えたい情報や小学校側が必要とする情報を精査し、より実効性のある情報共有の仕組みを構築されたい。手法についても、セキュリティに配慮しつつ、電子データでの提出を可能にするなど、ＩＣＴの活用を検討されたい。

4

その他の取組

「(6) 保育士等の確保・定着」について、処遇改善等の補助金が確実に全ての保育士の処遇改善につながるよう、市による適切な監督・指導が重要である。また、保育士確保・定着のため実施されている市内勤務保育士の子どもの入所選考における加点については、多摩地域全体で連携し、広域的な視点から保育士確保策を講じることを検討されたい。宿舎借上支援事業について、現行の補助率維持は評価できるが、保育園からの一定距離内であれば市外居住者も対象とするなど、実態に即した柔軟な運用を検討されたい。

令和7年度第4回
国分寺市子ども・子育て会議
資料 7-4-3

国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ(第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ)

基本目標	施策	通番	事業名	所管課	委員意見・質問
Ⅲ	(1)	39	病児・病後児保育事務事業	保育幼稚園課	質的評価の評価理由等に、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室についての記載がありますが、保護者の方もこの病児病後児保育室のことをよく御存知ではなく、浸透していないために登録も利用もしづらいという現状があるかと思います。せっかくいい施設なので、市民の皆さんのが利用しやすいように、もっと広く周知するなど働きかけを行っていただければと思います。
Ⅲ	(1)	41	支援ニーズに応じたサービス提供の充実	子育て相談室	ファミリー・サポート・センター事業について、この事業が4月から外部委託されたと思うのですが、その切替えのタイミングで、パンフレットの準備がないなど、少し混乱していたような印象がありました。現在は、順調に進んでいるのかと思いますが、混乱がないように運営していただければと思います。
Ⅲ	(1)	43	障害児支援の提供体制の整備	障害福祉課	実は放課後等デイサービスは足りているように見えて足りておらず、毎年待機の方が出ています。国分寺市では新しい事業所を立ち上げるに当たって、東京都から認可を得られる条件の物件がなく、事業所不足が解消できていない状況が続いていると思います。国分寺市だけでなく近隣他市の方が利用されることもありますが、現在足りていない状況にあるということを御認識いただければと思います。
Ⅲ	(1)	44	障害児相談支援	障害福祉課	この事業は量的評価がCになっています。相談支援事業所や相談支援専門員の数があまりにも少なく、保護者の方がご自身で計画を作るセルフプランが増加していますが、相談支援事業所を介さずに計画を作成することになるので、相談支援専門員が市や放課後等デイサービス事業者との間に入って連携を取ることができなくなります。現状はかなり保護者の方がご自身で計画を立てられている状況です。
					受診率を見ると5%の方が未受診となっていますが、これは虐待等につながる可能性も大きいにあるかと思いますので、受診率を上げていくためにどのような施策を考えてらっしゃるのか教えてください。また、連続で受診しなかった場合に追跡調査など、市から積極的に働きかけるような施策はあるのでしょうか。この二点について確認させていただきたいと思います。

基本目標	施策	通番	事業名	所管課	委員意見・質問
III	(2)	48 乳幼児健康診査(3~4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査)	子育て相談室		単に受診を忘れている人や面倒なだけの人であればそれでも十分かと思いますが、虐待している家庭はそんな連絡も関係ないと思うので、3歳児健診までに一度も受診履歴がない場合などは、例えば児童相談所との連携なども考えていただければと思います。
					私も3歳児健診については行っていません。すでに保育所に預けていているため、仕事を休んで連れて行かなきゃいけないのが非常に負担です。それで結果的に行っていないのですが、例えば保育所には園のお医者さんがいらっしゃると思うので、子どもだけを見るのではなくことはわかっていますが、そこで見ていただけると受診率が上がるのではないかと思いました。すべての方が平日の昼間に行けるわけではないので、そこを指定されてしまうと非常に苦しいというはあるかと思います。
IV	(2)	60 生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	生活福祉課		生活困窮の状況にある家庭は保護者の方がいっぱいいろいろなことを考えられないような状況にあることが多いので、こども家庭センターや民生委員の主任児童委員の方なども活用して、考えられる限りの情報提供をやっていただければと思います。
					通番60や通番61に関連して、すでに学校での周知は行っているらしいですが、例えば個人面談で学校の先生から案内を渡すなど個別の案内はできないでしょうか。相談したいことがあってもなかなか相談できない方もいらっしゃるかと思うので、相談があるのを待つのではなく、面談のような機会の際にせてお知らせだけでも、先生の負担にならない範囲で保護者の方へアクションできたらいいのではないかと思いました。
					事業の周知としては、学校からの個別のアプローチよりも、こども家庭センターなどのようなところにまず相談をしてもらってそこから案内があるほうが、保護者の心理としても受け入れやすいと思います。
IV	(2)	62 道徳教育に関する実践的研究や研修の充実	学校指導課		国分寺市でも様々な取組を実践されているということで、大変良い事業だと思いました。以前他自治体の教育委員会の会議を聞く機会があったのですが、道徳や生活の授業はその他の授業として括られて、ICT教育などの授業が増えると枠を削っていくということを聞きました。国分寺市として、道徳の授業の必要性を改めて認識し、市内小中学校へ道徳の授業時間の確保を働きかけていただきたいと思います。
IV	(3)	69 若者支援事業	子ども若者計画課		オンライン相談の方が相談の障壁が小さく相談件数が多いのではないかと思っていました。件数が少ない印象ですが、オンラインでも相談ができるることは周知されているのでしょうか。相談窓口利用件数も目標に到達していないので、今後相談件数が増えるよう相談者にアンケートを取るなど、使い勝手がよくなる工夫をしていただければと思います。

基本目標	施策	通番	事業名	所管課	委員意見・質問
					<p>若い方にとってはオンラインでの相談ができると気軽に相談できることもあると思いますが、自分の気持ちを対面でちゃんと面と向かって聞いてほしいという方もいらっしゃると思うので、どちらもできるということはとてもいいことだと思います。今後も併用できる環境を確保していただければと思います。</p>
IV	(3)	70	不登校児童・生徒への支援の充実	学校指導課	<p>質的目標は不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができていると記載があります。令和6年度の質的評価は「a」となっていますが、具体的に何人、何割が学級復帰することができたのでしょうか。取り組んだ内容の記載も重要だと思いますが、目標に対しての実績がかみ合っていない気がします。もし具体的に何人、何割が学級復帰できたのか記載ができないのであれば、目標の立て方がそもそも違うのではないかでしょうか。</p> <p>量的目標・実績が別であるので、質的実績が具体的な数値である必要はないと思いますが、質的目標の記載に対して質的実績評価が「a」なのに中身が見えないことで達成できたのか見えづらくなっている気がするので、何か一文あってもいいのではないかと思いました。</p> <p>例えば保育所だと、待機児童は0にはなりませんが目標としては待機児童を0にすると掲げなければいけないように、不登校児童・生徒は0にはなりませんが、目標としては支援により不登校児童・生徒の全員が学校復帰ができるということを掲げているのではないかと思いました。ただ、質的な目標を書くのであれば、同時に相談支援などの充実ができているということを目標としなければいけないのではないかと思います。</p> <p>令和元年に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知が発出され、その中で不登校児童・生徒への支援とは学校に登校する結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があるということが示されています。学齢期の子どもたちにとって、学校という社会的な場が、学習という意味でも集団生活という意味でも非常に重要な場であることは間違いありませんが、それだけではないということに留意する必要があると思います。評価の指標には学校復帰があってもいいと思いますが、例えば別の機関につながって相談を受けているとか、支援を受けているとか、子どもが社会の中でどこにもつながっていないという状況をなくすようにする、という視点が見えるような指標も検討していただければと思いました。</p>

国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ(第5章評価)

事業名等	番号	事業名等	所管課	委員意見・質問
1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等	-	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等	子ども若者計画課	24名の待機児童がいることは本来望ましくありませんが、ここまで減らせたことは評価できると思います。今後は、先ほどおっしゃっていただいたベビーシッター制度の活用などで対策を進めていくしかないのではないかと思っています。市内の認可保育園は、できる限り協力する姿勢を持っているのは間違いないと思いますので、このような施策をさらに推進していただければと思います。
2 地域子ども・子育て支援事業	(6)	乳児家庭全戸訪問事業	子育て相談室	もし全家庭の訪問ができるのであれば、第4章通番48で未受診の家庭についても訪問できるのではないかでしょうか。ここを洗い出すことがこの5%の未受診の問題につながると思うので、注力的にこの事業でやっていく必要があると思いました。
	(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育幼稚園課	令和6年度は新規参入園がなかったため実施なしと記載がありますが、現在市は保育所自体を新規に開所する募集をしていない状況だと思いますので、新規設置された保育施設に対しての事業実施がなかったのは当然ではないでしょうか。そもそも新規の開所を行っていないので、ないのは当たり前で、それに対してこの事業をどのように実施されているのか、補足いただければと思います。 新規参入する園に限定するのではなく、考え方を変えてもいいのではないかと思いました。
3 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	(2)	教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について	保育幼稚園課	<p>幼保小の連携も大事ですが、実は小学校から中学校に上がるときの連携も非常に重要であると思っています。今後は小学校から中学校に上がる際の連携もこのようにしていただけると、子どもたちが成長の過程でギャップなく過ごせるのではないかと思いますので、ぜひお願ひしたいです。</p> <p>意見というよりは経験のお話になりますが、自分には小学4年生と小学1年生の子どもがいます。4年生の子が保育園の時は、小学校との連携では1回くらいしか学校訪問がなかったかと思いますが、1年生の子の時は3回くらい行けたと思います。子どもから、校庭にあった遊具の話や、小学生との触れ合いの機会があったことを聞いて、この3年間でこの事業はすごく充実してきたと感じているので、今後も引き続き取り組んでいただければと思います。</p> <p>小学校の先生はどんな情報がほしいのか、幼稚園や保育園の方は何を知っておいてほしいのか、データ連携などがうまくできるとそれが子どもにも返ってきて支援につながっていくかと思いますので、ぜひその辺り検討していただければと思います。</p> <p>全園児について、進学先の小学校に提出することが義務付けられてい保育要録について、保育園から小学校へ伝えたいことをもう少しうまく伝えられるような運用にしていただければと思います。また、この書類は書面で出す必要がありますが、パスワードなどで保護して電子データで提出できるようになればいいなと思います。小学校の先生も保育士も忙しいので、その辺りが効率的にうまく連携できればと思います。</p> <p>障害のあるお子さんや特別な配慮が必要なお子さんについては、年長さんから小学校に上がる際に就学相談を受けることができます。この相談に当たっては就学支援シートを書くことが多いです。もし御存知でなければ市のホームページにも様式が掲載されていますので一度見ていただければと思いますが、保護者の方と、幼稚園や保育園、療育機関等の方がそれぞれ入学前に学校へ伝えたいことを記入するシートとなっています。全国的にもこの就学支援シートを使うところが増えていますが、先生方同士ではなく、保護者から学校へお伝えするツールも作られておりますので、ぜひ関心を持っていただければと思います。</p>

4 その他の取組	(6) 保育士等の確保・定着	保育幼稚園課	<p>保育士の方々の処遇改善はぜひ考えていただきたいと思います。国分寺市がどのような形で補助金を出しているのかは不明ですが、重要なのはその補助金が確実に全ての保育士に行き届いているかどうかです。市がどの程度補助金の使途に関与できるのかわかりませんが、保育士の処遇改善につながるよう、補助金が適切に使われているのか何らかの形で監督や指導があればいいと思います。</p> <p>保育士の確保・定着に関して、市内の保育園に勤務する保育士の子どもの入所選考に加点してくださっていますが、多摩地域内で勤務地と居住地が異なる場合、自治体間で対応に差があります。例えば、国分寺市で働く保育士が近隣他市に住んでいる場合、その自治体の入所選考で加点されないケースがあります。多摩地域全体で保育士確保のための共通ルールを検討していただけないでしょうか。</p> <p>次に、宿舎借り上げ制度について、補助率を下げるという話もあった中で国分寺市が補助率を維持してくださっていることは非常にありがたいと思っています。ただ、私たちの園は国分寺市と小平市の境にありますので、小平市に住みたいという職員がいても、現在の制度では国分寺市内に住民票がないと対象外となります。保育園から一定距離内であれば対象とするなど、より柔軟な運用を検討していただけないでしょうか。</p>
----------	----------------	--------	--

国分寺市子ども・子育て会議委員一覧

(敬称略)

No.	条例区分	所属	委員氏名
1	(1) 公募により選出された市民	—	貝貫 亘
2	(1) 公募により選出された市民	—	矢山 浩輔
3	(1) 公募により選出された市民	—	井上 雅之
4	(2) 識見を有する者	元埼玉学園大学人間学部子ども発達学科大学院子ども教育学研究科	川喜田 昌代
5	(2) 識見を有する者	国立大学法人東京学芸大学教育インキュベーション推進機構こどもの学び困難支援センター	田嶺 大樹
6	(3) 子どもの保護者	国分寺市保育園保護者の会連合会	山口 隆行
7	(3) 子どもの保護者	学校法人そだちの園坂の上幼稚園	殿下 順子
8	(3) 子どもの保護者	国分寺市学童保育所保護者会連合会	倉本 恵美
9	(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	国分寺市私立保育園園長会 (社会福祉法人千春会千春第二保育園)	関口 幹雄
10	(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	国分寺市私立幼稚園協会 (学校法人渡邊学園白鳥幼稚園)	福羅 和子
11	(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	重水 はづき
12	(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	株式会社クエスト ハッピーテラス国分寺	高橋 順子

令和7年10月1日現在

令和7年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

日 時：令和7年10月28日（火） 午後6時30分～
場 所：国分寺市役所 会議室201

出席者（敬称略）

委 員	貝貫亘、矢山浩輔、井上 雅之、山口 隆行、倉本恵美、関口幹雄、重水はづき、高橋順子 (オンライン) 川喜田昌代（会長）、田嶋大樹（副会長）、殿下順子
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人 山田憲晴、帆足隆一、末永理彩

会 長	本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、会議を始めます。会議を開催するに当たり、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	現在、対面での出席委員が8名、オンラインでの出席委員が3名で計11名の委員が出席いただいております。 つきましては、委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しました。よろしくお願ひします。
会 長	委員の出席確認ができましたので、これより令和7年度第4回国分寺市子ども・子育て会議を開催します。まず、会議を始めるに当たり、事務局より配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	配付資料の確認をさせていただきます。 今回の会議のために事前に郵送及びメールにて送付した会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料7-4-1から7-4-5までです。資料7-4-1につきまして、紙資料は本日机上配付しております。なお、資料番号については、各資料1枚目右上に表示しておりますので御確認ください。 また、令和7年度～11年度版の国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画、第1回会議資料7-1-2なども御持参いただいているかと思います。この資料も使用しながら本日は御説明させていただきます。 後ほど部長の石丸から会長に議事（1）に係る諮問書を読み上げさせていただきますが、その諮問書のコピーについても予め机上に配付させていただいております。データはオンライン出席の方も含め、後ほどメールでもお送りさせていただきます。 資料の過不足等はございませんでしょうか。配付資料については以上です。 つきまして、委員の変更について御報告させていただきます。 原委員が諸事情により解嘱となりましたため、10月1日付けで新たに学童保育所関係職員として重水委員を委嘱いたしました。新しい委員名簿につきまして

	<p>は、資料7-4-5「国分寺市子ども・子育て会議委員一覧」を御覧ください。ここで、新たに委嘱されました重水委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。重水委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>(重水委員からの挨拶)</p> <p>重水委員、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>委員の変更に関する説明は以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日、議事が2件ありますが、議事（1）について、事務局より諮問書の交付があるとのことですので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>本日は会長、副会長がオンライン出席のため、読み上げのみとさせていただきます。</p> <p>諮問第3号、国分寺市子ども・子育て会議会長殿、国分寺市長丸山哲平。諮問書、国分寺市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第55号）第3条の規定に基づき、次について諮問します。国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和7年2月策定）の変更について、意見を求めます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>諮問書の交付が終わりました。</p> <p>まず、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更（案）について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明の前に皆様にお願いがあります。本日は会議室の備品の台数の都合上、机上マイクが共有となっております。大変お手数ですが、御発言の際は机上マイクの受け渡しについてご協力ををお願いします。また、発言の際にはミュートを解除していただき、発言が終わりましたらミュートに戻していただきますようお願いします。</p> <p>また、すでにこれまでの会議でも御説明いたしましたが、会議における発言は全て録音させていただいております。この録音をもとに議事録を作成いたしますので、御発言の際は必ずマイクをオンにしていただき、マイクに確実に声が入るよう御注意ください。</p> <p>それでは、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更（案）について資料7-4-1と別紙1、併せて令和7年度～11年度版の国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画を使用して御説明いたします。</p> <p>まず、認可保育所の新規整備の必要性に関わり、計画の変更する部分について御説明します。いきいき計画においては、第5章、「4 幼稚園保育所認定子供園、地域型保育事業等」が該当します。</p> <p>資料7-4-1「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の計画変更について（案）子ども子育て支援事業計画」を御覧ください。</p> <p>「1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて」です。市で</p>

は、今年2月にいきいき計画を策定しましたが、認可保育所のニーズが想定よりも高まっている様相を見せていることから、この状況に速やかに対応するために、計画を見直しすることとなった旨を記載しています。

続きまして、「2 「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る状況について」です。以前、こちらの会議でも少し触れさせていただきましたが、今年の待機児童数は、1歳児7人、2歳児2人の合計9人となっております。計画上の見込みでは、いきいき計画の100ページに記載のあるとおり、1歳児7人、2歳児4人の合計11人を想定していました。今年の待機児童数は、計画における想定の待機児童数より少なくなっていますが、この数値は、計画上においては、数値として含んでいない定期利用保育、ベビーシッター利用支援事業の利用者を差し引いているものとなりますので、実態としては、計画で想定していた以上に待機児童がいることとなります。このような背景から、新たな確保方策で対応する必要がある旨を記載しています。

次に、「3 「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る量の見込みと確保方策の算出方法について」です。まず、「人口の見込みについて」、こちらも今回見直しをしています。計画との変更点は、下の表の令和7年度の現計画と実績の比較を見ていただいてもわかるように、0歳児の出生者数が計画の想定よりも落ち込んでいます。その点を踏まえ再算出しています。

「2号認定及び3号認定に係る量の見込みの算出方法について」です。「(1) 量の見込みの算出方法」について、2号認定、3号認定については、次ページの4ページの下段に説明がございますので、そちらを御確認ください。量の見込みについては、それぞれの年齢の児童数に想定利用割合を掛けて算出しています。想定利用割合とは、令和7年度の利用割合の実績値をベースに想定しています。その詳細については、年齢ごとの項目において説明いたします。

まず、「(2) 0歳児の想定利用割合」について、令和2年度をピークに利用割合は減少しておりますが、近年27%前後で推移していることから、令和7年度の利用割合の実績値である27%を想定利用割合としています。次に「(3) 1歳児の想定利用割合」について、1歳児の想定利用割合は、令和7年度の実績値をベースに、令和8年度においては一定高止まりの可能性も十分にありますが、令和7年10月から始まった保育の無償化の影響も踏まえ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとしています。「(4) 2歳児から5歳児の想定利用割合」について、実績値からの2歳児以降の想定利用割合は、2歳児について、令和8年度は1歳児と同じく保育の無償化の影響を踏まえ3%増、令和9年度は前年の1歳児の増加の影響を反映させ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとして想定しています。3歳児以降については、令和7年度のそれぞれの実績値をベースに保育の無償化の影響を反映させた上で、3歳児から5歳児まで想定利用割合は、その想定利用割合のまま進級するものとしております。

	<p>「1号認定に係る量の見込みについて」は、現計画同様に、3歳から5歳の推計児童数から、保育を必要としている2号認定の見込み人数を引いて算出しています。</p> <p>「2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対する確保方策について」は、現計画と同様に、特定教育・保育施設等で確保します。確保方策については、認可保育所での保育のニーズが非常に高まっていることを踏まえ、新たに民設民営の認可保育所の設置を検討してまいります。規模としては、1歳児から5歳児までの各クラス14人定員の合計70人を見込んでいます。また、認可保育所の整備に当たっては、見直した計画の想定以上の保育所利用率の増加にも一定対応できるよう、定期利用保育の実施も事業者に求める予定です。なお、先ほども申し上げましたが、認可保育所を新たに整備することで、現在、待機児童対策として活用している定期利用保育について、こども誰でも通園制度への転用も可能となるため、子育て支援の更なる拡充にも寄与できるものと考えています。</p> <p>「1号認定に係る量の見込みに対する確保方策について」は、現計画同様に、幼稚園等で確保します。確保量の算出方法は、現計画と同じ方法となりますので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>続きまして、「4 幼稚園、保育所等の量の見込みと確保方策について」です。資料の7ページと8ページを見開きで御覧ください。7ページは令和8年度の現行計画、8ページは令和8年度の変更計画となっています。変更案のポイントは、表の下部にある「過不足」を御覧ください。変更計画では1歳児がマイナス16となっています。これは、令和8年度に1歳児の待機児童が16人見込まれることを表しています。この対応として、「当該年度までに新たに確保する量」の「特定保育施設」において、先ほど御説明した認可保育所の整備による定員数の増加を、数値として計上しています。また、中段より少し上にある「特定地域型保育事業」の「家庭的保育事業」については、近年の傾向により1歳児のニーズが高まると考えています。そのため、計画上の1歳児の定員を8人から12人に変更しています。なお、家庭的保育事業の総定員が変わるものではありません。</p> <p>資料の9ページは令和9年度の現行計画、10ページは変更計画です。この変更計画を見ていただくと、「過不足」がマイナスになっているものはありません。このため、令和9年度で待機児童が解消されるということになります。</p> <p>資料11ページは令和10年度の現行計画、12ページは変更計画です。この年度においても、「過不足」にするとおり、待機児童は発生していません。</p> <p>資料13ページは令和11年度の現行計画、14ページは変更計画です。令和11年度についても、令和10年度と同様に、待機児童は発生していません。</p> <p>以上、雑駁ではございますが、いきいき計画第5章「4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」の見直しについて、御説明いたしました。</p> <p>続きまして、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関する変更について御説明します。</p>
--	---

まず、令和7年度～11年度版の国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の126ページを御覧ください。

乳児等通園支援事業とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、満3歳未満の未就園児、つまり0歳6か月から2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

乳児等通園支援事業は、令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度以降は、新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として全自治体で実施される予定です。

計画では令和8年度からの本格実施に向けて今年度中に体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保することとしています。

資料7-4-1の15ページ、「5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の課題について」を御覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とする事業です。一方、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）は、満3歳以降も含めた小学校就学前の子どもを対象としています。このため、乳児等通園支援事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されます。

特に、保育所で実施される乳児等通園支援事業を利用していた子どもにとっては、国の制度では満3歳に到達することにより1号認定を受けると、保育所に引き続き通うことができないため、保育所から認定こども園又は幼稚園に移ることとなります。

資料7-4-1別紙1を御覧ください。こちらは乳児等通園支援事業に関して国から送付されました通知となります。

こちらの4ページを御覧ください。マーカー部分、(1)イにおいて、「乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていることを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること」が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされています。

資料7-4-1の15ページにお戻りください。先ほど申し上げました国の通知に基づき、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について計画に記載する必要が生じたことから、計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業」のうち、「(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の「今後の方針性」を変更します。具体的には、「6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）今後の方針性の変更について」の表の右側、下線部分のとおり「併せて、乳児等通園支援事業を利用している子どもが満3歳に到達し、保護者がその後の教育・保育施設等の利用を検討している場合には、円滑に移行できるように努め

	<p>ます。」を追記する、というものとなります。</p> <p>補足としまして、教育・保育施設を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供する体制確保について、すでに市では満3歳児クラスの設置や東京都の独自事業である「多様な他者との関わりの機会創出事業」という、幼稚園や保育所等を利用していない未就学児で、継続的に利用を希望する方を対象として、幼稚園や保育所等で子どもを預かり、乳幼児期から他者と関わる場を提供する事業の実施により努めているところです。今回の追記により、実施内容に具体的な変更が生じるものではありませんが、切れ目のない教育・保育の体制確保に引き続き務めていくことを明記するものとなります。</p> <p>以上が、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更(案)の御説明となります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。
委員	今年の待機児童数について、定期利用保育やベビーシッター利用支援事業の利用者を差し引いて1歳児7人、2歳児2人の合計9人と御説明いただきましたが、差し引かなかった場合は何人になるのか、要するにベビーシッターの利用者はどれくらいいるのか教えていただければと思います。また、確保方策として令和8年度から新たな施設を整備すると伺いましたが、この目途はもう立っているという理解でよろしいのでしょうか。この2点についてお聞かせいただければと思います。
事務局	ベビーシッターについては、利用者は3人でした。定期利用保育は年度当初2園で、利用者は16人です。新たな施設については、これから公募をかける段階です。この会議で計画変更について答申をいただいたあと、東京都へ変更計画を提出し、承認が下りてから公募を行います。
委員	待機児童解消のために、当初の計画では新たな施設は整備せず定期利用保育やベビーシッター利用支援事業で対応することとなっていたかと思います。計画変更するということは、これらの利用が伸びず期待していた効果が得られなかつたということでしょうか。私が調べた範囲では、ベビーシッターは1時間150円で1日8時間まで利用できるそうですが、認可保育所と比べて費用の面で差があるのでしょうか。もし費用面の都合で利用を控えている方がいるのであれば、そこを支援することで利用しやすくなるような取組をまずすべきではないかと思いました。
	施設を新たに作ることに関しては、保育所を運営されている方々など専門の方が現状を把握されていると思うので、慎重に議論をすべきかと思います。
事務局	待機児童対策として今年度からベビーシッター利用支援事業を実施していますが、事業の実施に先立って、今年の2月ごろに、東京都と市とベビーシッター事業者の三者で協定を結んでから事業実施の周知を行いました。また、保育所に入れず待機となった方には個別に保留通知と一緒に周知を行っています。
	ベビーシッターとうまくマッチングできなかつたという方、また、御自宅にベ

	<p>ベーシッターが来て保育するため、その理由から利用を希望されない方もいらっしゃいました。</p> <p>利用料については1時間150円かかりますが、通常の認可保育所に比べて割高ではないと認識しています。さらに、今年の9月から東京都の第1子無償化の事業を活用し、ベビーシッターについても対応をしています。市としては認可保育所に申し込んだが入れなかつた方の緊急的な受け皿として、定期利用保育とベビーシッター利用支援事業を実施しています。定期利用保育は一年間限定であり、ベビーシッター利用支援事業も全ての保育ニーズを受け止める事業ではないと認識しているため、冒頭の説明にあったとおり、保育所の利用率が上がっている中で認可保育所のリソース不足を解消するため、今回計画の変更案を出させていただきました。</p>
委 員	先ほどの事務局回答の中で、これから東京都へ報告し、公募をすると伺いましたが、公募を行うのはいつ頃になるのでしょうか。大体の予定で構わないので教えてください。
事 務 局	市の手続きとして、議会で諮って予算措置をしてから公募をすることになるので、一番早い時期で12月以降と考えています。
委 員	12月に公募をして来年4月の開園に間に合うのでしょうか。事業者は公募が始まってから理事会を開いて人材を確保することになると考えると、手を上げる法人はあるのか、疑問に思います。
事 務 局	スケジュールとしては、今年度募集をかけて、令和8年度中に施設を整備し、令和9年4月から開所と考えています。
委 員	施設の整備に当たって、市の土地を提供したり安く貸したりすることはお考えでしょうか。
事 務 局	市の土地を活用することが難しい状況のため、民設民営の保育所の公募をする予定です。
委 員	民設民営だからこそ、土地や建物の支援が必要ではないかと思います。少子化が進行し、今後子どもが増えることはなく減っていくだろうと見込まれている中で、これだけ綿密に計画を見直し、新規に施設を整備するという決断をされたことは、相当のお覚悟とお考えであるということは重々承知しております。 一般論として、ニーズが0になるまで施設を作ったり物を作ったりする業界というのは世の中になかなかないのではないかと思います。とても難しいことに挑戦されていることは大変よくわかりますので、うまく進めていただければと思います。
事 務 局	就労の有無にかかわらず子育て世帯に対して支援をしていくという国の方針が出てきており、さらにこども誰でも通園制度を始めるに当たって、待機児童が解消していない状況では、既存の施設で1歳や2歳の枠が確保できない状況であったことから、これまでと大きく方向を転換して、新たに施設を設置することを考えました。

委 員	ちょうど今、入園の申込で施設に見学の保護者の方がたくさんいらっしゃいますが、現場で見ていると、住む場所にこだわりのない若い御夫婦が、国分寺市は子育てがしやすいということで選ばれているという感覚があります。少子化の状況の中にあっても利用率が上がっているということは、今後もまた計画変更が必要になる可能性もあると思いますが、柔軟なお考えを持って保育施策を進めていただければと思います。
委 員	資料8ページの令和8年度変更計画について、1歳児の過不足がマイナス16人となっており、当該年度までに新たに確保する量は14人となっています。先ほどの質疑の中で、施設の開所は令和9年4月とおっしゃっていたと思うのですが、1年ずれていませんか。
事 務 局	過不足のマイナス16人は年度当初の人数です。施設を令和8年度中に整備をするということで、当該年度までに新たに14人の枠を確保することで、令和8年度が終了した時点の過不足がマイナス2人となっています。
委 員	こども誰でも通園制度について、今後の方向性として、必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めると資料に記載があります。我々利用者の立場としては、非常に柔軟性が高くなつて大変ありがたいですが、施設等にとっては、この変化によって混乱や、ある意味で負担がかかるタイミングがあるかと思います。それに対する支援などはあるのでしょうか。
事 務 局	こども誰でも通園制度については、事業の開始に当たって市としても様々な手続きを行つてゐる段階です。この事業は国で定められた事業であるため、様々な法改正があり、それに伴つて条例等の改正を行つています。令和8年3月までにそれらの手続きを完了し、実施いただける施設の認可と確認の手続きを完了して、令和8年4月から開始する予定です。 また、現計画においては、81ページに通番26「未就園児の定期的な預かり事業」の記載のとおり、重点事業として位置付けています。令和8年度から国の乳児等通園支援制度が本格実施となりますが、それに先立つて今年度から東京都の類似事業である多様な他者との関わりの機会創出事業を実施しています。これは、保育園や幼稚園に在籍していない、主に0歳児から2歳児を対象とした事業で、今年度はこの事業を活用して、一部の保育園と幼稚園で、0歳児から2歳児までを定期的に預かる事業を実施しており、現場の保育士の負担など、様々な現状をヒアリングして調整を図つています。来年度は、今年度行つてゐるこの事業をベースに、国の制度とこの事業を組み合わせた形で、本格的に事業を実施することとしています。
委 員	来年3月まであと数か月でとても大変なことだと思いますが、柔軟に選択できる環境はありがたいので、ぜひ進めていただければと思います。
委 員	資料15ページの「6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の今後の方向性の変更について」に、変更案として「併せて、乳児等通園支援事業を利用している子どもが満3歳に到達し、保護者がその後の教育・保育施設等の利用

	を検討している場合には、「円滑に移行できるように努めます」と記載があります。この「努めます」というのは、具体的にまだ決まっていないが前向きに検討します、という意味でしょうか。
事務局	こども誰でも通園制度は3歳までを対象とした事業となっており、それ以降利用できる国の制度がありません。市として、その後の教育・保育施設等の利用に円滑に移行できる体制とするよう国から指示があったため、このような記載としています。こども誰でも通園制度は、3歳までの制度となっているため、3歳になるまではこども誰でも通園制度を利用できますが、その後年度末までは対象外となってしまいます。ここに関しては、先ほど御説明したとおり、東京都の多様な他者との関わりの機会創出事業でカバーしていますので、円滑に移行できるような制度となっています。
委員	「努めます」という記載だけでは少し心配になってしまったので質問させていただきました。ありがとうございます。
委員	今議論している内容は、待機児童になってしまった場合、子どもをどう預けるか、ベビーシッターをどう活用するかというお話かと思いますが、そもそも前段として子育て家庭が地域コミュニティから取り残されてしまっている問題があると思います。ベビーシッターは、保育サービス自体は受けられますが、通所を伴わず、子育て世帯が地域で孤立してしまう懸念があるため、同じ環境にある家庭をつなげられるような事業を市としてやっていただければと思いました。
事務局	今おっしゃっていただいたように、ベビーシッター利用支援事業を利用されている家庭は地域とのつながりが希薄になってしまい部分も確かにあるかと思いますので、例えば親子ひろば事業など、ベビーシッターを利用されている方も利用いただける市の事業について必要な情報提供を行い、地域とのつながりを持つていただけるように市として施策を展開していきたいと思います。
会長	それでは、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更（案）については、事務局から示された資料のとおり妥当であるとし、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ答申することといたします。答申書の文言については、委員の皆様から出された御意見等を踏まえて事務局がまとめたものを会長・副会長で確認し、本日付での答申とさせていただきたいと考えます。なお、市に提出した答申書については、電子メール等を活用し、事務局を通じて委員の皆様にその写しを共有させていただければと考えています。 委員の皆様よろしいでしょうか。 それでは、計画の評価についてに移りたいと思います。内容は、前回までの続きで、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価についてです。本日は第2回から第3回までで議論した計画第4章の基本目標ⅢからⅣまでと、第5章の評価の内容決定です。それでは、事務局からの説明をお願いします。
事務局	それでは資料7-4-2及び資料7-4-3を使用して説明いたします。 今、会長から御説明いただいたように、第2回、第3回の会議において、計画

第4章の基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅳと、第5章の評価について御意見いただきました。その評価内容をまとめた案について、内容や表現などの確認をいただきたいと思います。

まず、資料について御説明いたします。資料7-4-2「令和6年度施策評価(案)(第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ、第5章)」は、資料7-1-2の第4章基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅳ、第5章について、「国分寺市子ども・子育て会議の評価」を記入し、その評価部分のみを抜粋したものです。

資料7-4-2の1ページ、2ページを見開きで御覧ください。資料7-1-2では62ページ、63ページの見開きに当たります。第2回、第3回で皆様からいただいた御意見を、このように右側の「国分寺市子ども・子育て会議の評価」としてまとめています。今回は皆様に確認いただく段階ですので、資料7-4-2では案となっています。資料7-4-2の3ページ以降も同様の構成となっています。各施策の重点事業評価シートにつきましては、7-1-2の64ページ以降も併せて御覧いただければと思います。

資料7-4-3は、第2回、第3回でいただいた皆様からの御意見です。すでにメールで共有させていただきましたが、議事録をもとに御意見を抽出しています。

それでは、第4章の「国分寺市子ども・子育て会議の評価(案)」について、基本目標ごとに御説明いたします。

基本目標Ⅲ施策(1)についてです。資料7-4-2の2ページをご覧ください。ここでは、通番39「病児・病後児保育事務事業」、通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」、通番43「障害児支援の提供体制の整備」、通番44「障害児相談支援」について御意見をいただきました。

通番39では、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室についてさらなる周知をしてほしいとの御意見をいただきました。通番41では、ファミリー・サポート・センター事業の外部委託に当たって混乱がないよう運営をしてほしいとの御意見でした。

通番43及び通番44では、市内の放課後等デイサービス事業所や支援利用計画の作成における現状について御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえて、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番39「病児・病後児保育事務事業」について、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室がより市民に利用されるよう、さらなる周知活動に努められたい。通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」について、ファミリー・サポート・センター事業の外部委託に当たって一部現場の混乱が見受けられたため、混乱のないよう事業実施に努められたい。このようにまとめました。

通番43及び通番44については、事業実施に当たっての具体的な情報共有と判

	<p>断したため、所管課にお伝えするに留め、国分寺市子ども・子育て会議の意見としては記載していません。</p> <p>続いて、基本目標Ⅲ施策（2）です。資料7-4-2の4ページを御覧ください。ここでは、通番48「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」について御意見をいただきました。虐待防止の観点から積極的な受診勧奨を行い、3歳児健診までに一度も受診履歴がない場合は児童相談所等と連携してほしいとの御意見と、共働き家庭等平日昼間に時間を取れない保護者にとって受診しづらい受診時間を改善してほしいとの御意見です。</p> <p>この御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番48「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」について、仕事の都合で日程が合わないこと等による未受診と、より深刻な事情による未受診を区別して、3歳児健康診査までに一度も受診履歴がない場合などは、児童相談所等の関係機関との連携を検討されたい。また、共働き家庭など、平日午後の受診が困難な保護者に配慮し、受診機会の拡大を検討されたい。このようにまとめました。</p> <p>以上が、基本目標Ⅲの御意見と評価の内容です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。第2回、第3回の会議で、委員の皆さんからいただいた御意見を事務局がまとめた評価案です。国分寺市子ども・子育て会議の評価としてこのような内容で評価書をまとめてよろしいか、御確認いただければと思います。</p> <p>この内容について、質疑等ある方は、挙手にてお願いいいたします。</p>
委員	<p>通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」のファミリー・サポート・センター事業について、現場が混乱したのは結果であって、混乱の原因は準備不足だったかと思います。評価としては、今後は事前に準備して混乱を避けるようにしてほしい、と記載する必要があるのではないかでしょうか。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございます。表現の仕方の整理をしたいと思います。</p>
委員	<p>大変なことが起こったわけではないので、その辺りを書いていただくとニュアンスが伝わるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>会議終了後、委員の皆様に評価の修正案をメールでお送りいたしますので、御確認いただければと思います。</p>
会長	<p>それでは、続きまして、基本目標Ⅳの子ども・子育て会議の評価案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>引き続き、資料7-4-2及び資料7-4-3を使用して説明させていただきます。</p> <p>資料7-4-2の6ページを御覧ください。</p> <p>まず、基本目標Ⅳ施策（1）についてですが、こちらは会議で特段御意見等ありませんでしたので、いずれも「国分寺市による評価」とおりとする。」とし</p>

ています。

続いて基本目標IV施策（2）についてです。資料7-4-2の8ページを御覧ください。ここでは、通番60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」、通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」について御意見をいただきました。

通番60では、事業の対象になりうる方への周知方法について、こども家庭センターや民生委員、学校からの情報提供をしてはどうかという御意見をいただきました。また、議論の中で、学校からの個別のアプローチは難しいのではないかとの御意見もいただきました。

通番62では、市内小中学校へ道徳の授業時間の確保を働きかけてほしいとの御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、生活困窮の状況にある家庭では、保護者が生活維持に注力せざるを得ず、新たな情報を主体的に得ることが難しい状況にあることが考えられる。そのため、こども家庭センターや民生委員の主任児童委員等を活用し、より効果的な情報提供と周知方法を検討されたい。通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」について、国分寺市で様々な取組が実践されていることは評価できるが、ＩＣＴ教育などの新たな授業の増加に伴い、道徳や生活の授業が時間枠を削られる可能性が懸念される。市として道徳教育の重要性を改めて認識し、市内小中学校における授業時間の適切な確保に努められたい。このようにまとめました。

次に、基本目標IV施策（3）についてです。資料7-4-2の10ページを御覧ください。ここでは、通番69「若者支援事業」、通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」について御意見をいただきました。

通番69では、相談窓口利用件数が目標に到達していないので、今後相談件数が増えるよう相談者にアンケートを取るなど、使い勝手がよくなる工夫をしてほしいという御意見と、対面とオンラインが併用できる相談環境を確保してほしいという御意見をいただきました。通番70では、目標設定と評価内容がかみ合っていないのではないかという御意見と、「学校復帰ができていること」のみを目標に設定することは適切なのか検討してほしい、との御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、まず通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」は個別事業の目標設定に対する御意見でしたので、国分寺市子ども・子育て会議の評価における個別事業の実施状況において、次のとおりまとめました。

通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」について、質的目標では「不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができている」とあるが、質的実績ではトライルームやサポート教室での取組を記載しているのみで、学校復帰ができているか具体的な実績が示されておらず、評価の妥当性が判断しづらい状況とな

	<p>ている。また、学校復帰のみを目標とするのではなく、児童・生徒の社会的自立を目指す支援の在り方を考慮する必要がある。今後の目標設定と評価方法については、学校復帰以外の支援成果を評価できる指標の検討や、支援体制の質的向上を評価する指標を設定するなど、改善を図られたい。このようにまとめました。</p> <p>次に、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番 69「若者支援事業」について、量的評価が「c」となっており、相談窓口利用件数及び個別相談会・研修会の開催回数が目標に到達していないため、相談件数の増加に向けて、相談者へのアンケート実施など、利用者の視点に立った改善策を検討されたい。また、若年層にとってはオンライン相談の気軽さが魅力である一方、対面での丁寧な対応を求める利用者も存在することから、引き続き、オンラインと対面の双方の相談体制を維持しつつ、それぞれの特性を活かした支援の充実と、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が可能な体制の確保に努められたい。このようにまとめました。</p> <p>以上が、基本目標IVの御意見と評価の内容です。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑がある方は挙手をお願いします。
委 員	<p>通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、評価の記載については問題ないのですが、ここは委員の皆様から多く御意見が出た部分もあるので、自分の意見として参考までにコメントしたいと思います。</p> <p>私の知人の子に、この無料学習塾に1年ほど通っていた方がいらっしゃいました。本人に状況を聞いたところ、講師がボランティアのため毎回変わってしまい、関係性の構築が難しいことがあるようです。また、教材などがないので本人が持ち込んだ宿題など、生徒がやりたいものについてアドバイスをもらう内容になっているそうです。それで、その子は後半のほうはやりたくないと言って外に出るようになってしまい、ずっと外にいるのを見かねた保護者がもうやめていいということで、通わなくなったとのことでした。</p> <p>この話を聞いて、一意見として、ボランティア講師であっても質を上げることを意識していただきたいのと、毎回講師が変わることや教材がないことについては、仕組みや制度の問題かと思いますので、改めて考えていただけたらと思いました。あくまで一人の事例を聞いただけなので、これが全てで正しいとは考えていませんが、参考にしていただければと思います。</p>
事 務 局	貴重な御意見ありがとうございます。所管課に伝えたいと思います。
会 長	<p>ほかに御意見や御質問はありますか。</p> <p>それでは、続きまして、第5章の子ども・子育て会議の評価案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、資料7-4-2及び資料7-4-4を使用して御説明します。</p> <p>資料7-4-2の11ページ、12ページの見開きを御覧ください。資料7-1-2では108ページ、109ページに当たります。資料7-1-2の111ページ以降について、第2回で皆様に御意見いただいた内容を、資料7-4-2の11ページ、12</p>

ページのようまとめました。実際にいただいた具体的な御意見については、資料7-4-4を御確認ください。こちらは、第2回でいただいた皆様からの御意見です。すでにメールで共有させていただきましたが、議事録をもとに御意見を抽出しています。

まず、「1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」についてです。ここでは、ベビーシッター制度等を活用して待機児童解消のための施策を推進してほしいという御意見をいただきました。

この御意見を踏まえ、まず国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。

待機児童数がいることは本来望ましくないが、減少傾向にあることは一定の評価に値する。今後は、ベビーシッター支援事業の活用など、多様な保育サービスの提供を通じて、さらなる待機児童の解消に努められたい。また、市内の認可保育園との連携を強化し、各園の受け入れ能力を最大限に活用する方策を検討されたい。このようにまとめました。

次に、「2 地域子ども・子育て支援事業」についてです。ここでは、「(6) 乳児家庭全戸訪問事業」において、未受診の家庭についてこの事業を通してアプローチしてほしいという御意見を、「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、新規に設置された保育施設以外についても事業実施を検討してほしいという御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。

「(6) 乳児家庭全戸訪問事業」について、この事業を通じて第4章通番48「乳幼児健康診査(3~4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査)」における未受診家庭の状況を把握し、各家庭の個別の事情を考慮しつつ、きめ細やかな対応を行うよう努められたい。「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、「令和6年度は新規参入園がないため実施なし」となっているが、新規に設置された保育施設以外も対象として事業実施を検討されたい。このようにまとめました。

続きまして、「3 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」についてです。ここでは、「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」において、小学校から中学校への接続も同様の連携をしてほしいとの御意見や、幼稚園、保育所との情報共有の方法について、効率的な連携をしてほしいとの御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。

「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」では、小学校訪問など児童が小学校の環境に触れる機会を得ることで、就学への不安軽減や期待感の醸成につながっており、今後も継続的な実施と更なる充実に努められた

	<p>い。一方で、幼稚園・保育施設と小学校間の情報共有については、双方にとって必要かつ有用な情報が効果的に伝達されるよう、各施設が伝えたい情報や小学校側が必要とする情報を精査し、より実効性のある情報共有の仕組みを構築されたい。手法についても、セキュリティに配慮しつつ、電子データでの提出を可能にするなど、ＩＣＴの活用を検討されたい。このようにまとめました。小学校から中学校への接続につきましては、教育委員会の所管となるため、御意見の内容を担当課へ伝えたいと思います。</p> <p>最後に、「4 その他の取組」についてです。ここでは、「(6) 保育士等の確保・定着」において、保育士の処遇改善のため、補助金が適切に使われているのか監督、指導を適切に行ってほしいという御意見と、保育士の確保・定着に関して、多摩地域全体でのルール統一の検討と宿舎借り上げ制度の柔軟な運用の検討をしてほしいという御意見をいただきました。</p> <p>これらの御意見を踏まえ、まず国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。</p> <p>「(6) 保育士等の確保・定着」について、処遇改善等の補助金が確実に全ての保育士の処遇改善につながるよう、市による適切な監督・指導が重要である。また、保育士確保・定着のため実施されている市内勤務保育士の子どもの入所選考における加点については、多摩地域全体で連携し、広域的な視点から保育士確保策を講じることを検討されたい。宿舎借上支援事業について、現行の補助率維持は評価できるが、保育園からの一定距離内であれば市外居住者も対象とするなど、実態に即した柔軟な運用を検討されたい。このようにまとめました。</p> <p>第5章の御意見と評価のまとめは以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは、第5章については、市が作成した評価案のとおりとしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局より「2 その他」についてお願ひします。</p>
事 務 局	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回の会議についてお知らせします。次回は 11 月 13 日（木）午後 6 時 30 分から、市役所 2 階 201 会議室で行います。</p> <p>議題については、計画評価の最終確認と前回の会議で、会議の所掌事務への追加を説明し、本日も計画変更について審議いただいた乳児等通園支援事業の認可に関する審議を予定しております。次回の会議についても、2 時間程度を想定しております。お忙しいところお手数ですが、御出席の程、よろしくお願ひします。以上です。</p>
会 長	それでは、以上を持ちまして、本会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。

— 了 —